

基本施策 4-1 快適で住みやすいまちづくりの推進

施策56

質の高い建築物の確保

■めざす姿(施策の目的)

良好な建築行為の確保及び建築物の維持管理により、災害に強い誰もが安全で快適に暮らせるまちが形成され、かつ、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化がなされ、環境に配慮したまちが形成されています。

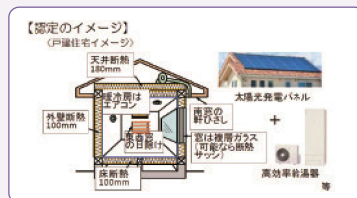
■現状と課題

維持管理が適正に行われないと火災等により人命に係る大事故につながる危険性があるため、建築物の適切な維持保全が必要です。特に多数の人が利用する特定建築物や防火設備などにおいては、より一層の取組強化が必要であるとともに、マンションの管理不全の予防に向けた適正な管理の促進も求められています。

また、完了検査の適切な実施による建築基準法への適合性を確保するとともに、建築物の省エネルギー化や低炭素化が求められています。

■施策の方向性

- 安全・安心で質の高い建築物の確保に向け、啓発活動や指導を行うとともに、マンションの適正管理に向け、管理組合等の取組を支援します。
- 環境に配慮した建築物の確保に向け、長寿命化や省エネルギー化、低炭素化に係る制度の普及・啓発を促進します。



国土交通省ホームページ「低炭素建築物認定制度」より

■指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
検査済証交付率	99.4% (R2)	100%	完了検査により安全性が確認され、検査済証を交付されたものの割合です。
定期調査報告に係る特定建築物の報告率	85.1% (R2)	100%	「報告対象件数に対する報告件数」の3年間の平均です。 ※特定建築物の報告は3年ごとに報告対象が異なるため。
長期優良住宅認定率	21.8% (R2)	35%	新築住宅(一戸建て)のうち、長期優良住宅として認定されたものの割合です。

■主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
特定行政庁所管業事業	多数の人が利用する特定建築物等の所有者・管理者への指導の強化、市内パトロールによる違反建築の抑制などを図ります。
建築指導等事務	他市(近隣の行政庁)との連携を強化するとともに、建築物の長寿命化や低炭素化を推進します。
マンション適正管理促進事業	東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例等に基づき、管理組合等に対する調査や助言等の支援を行うほか、関係機関と連携して管理組合や区分所有者等を対象としたマンション管理に係る相談会を定期的に開催します。

■協働により推進したい取組

- 長寿命化や省エネルギー化による快適で質の高い、環境に配慮した建築物の計画に関すること。

■SDGsとの関連



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS